

【追記:報告後に気づいた誤字脱字や文献情報の漏れ等を修正していますが、参照文献一覧を除いて、各段落のページにズレはありません;報告時と同じく本稿は未定稿のため、引用をお考えの場合は、eメールで御連絡ください】

「平和的な秩序変更」の理論は政策決定の規範的な枠組となり得るか\*

中谷直司

(帝京大学、メールアドレスは researchmap 上でご確認下さい)

「自然国家は病んでいるのではない」。.....アクセス開放型のすべての政府が有している暴力の独占は近代的な現象であり.....そこでは暴力のコントロールが確立しており、確かに[暴力の]独占が成立している。自然国家を、[こうしたアクセス開放型の秩序とは異なる]暴力の問題に対する解決策とみなすことは、自然国家についてのこれまでとは違う見方を可能にする。(ノース他、2017: 337-338)

## はじめに

本稿の目的は、時代を越えて提唱される戦争を必要としない「平和的な秩序変更」の理論が、政策決定の規範的な基盤としてどこまで有用なのかを問うことである。

「平和的な秩序変更」の代表的な理論は 2 つある。1 つは戦間期の平和的秩序変更論である。もう 1 つは、合理的選択論に基づく、現代の国際政治学の交渉理論である。時代背景も学問上の関心も異なるように見える両者だが、既存秩序と現実の勢力関係の乖離から生じる国際紛争を、(1) 暴力(戦争)ではなく、(2) 現状維持側に有利な既存ルール「強制」でもなく、(3) 私的情報の交換(私的情報の消滅)を眼目とする、広義の交渉で解決しようとしている点で共通している。

しかし通常我々は、力関係がそのまま反映された秩序を公正とみなさない。よって本報告の目的は、平和的な秩序変更の理論が、時代を超えて抱える以上の問題を乗り越えて、現実の政策決定の枠組となる可能性があるのかを検討することである。

もちろん、以上の 2 つの理論のうち、規範理論を目的として提示されたのは、戦間期の平和的秩序変更論だけである。対して現代の交渉理論は、自己利益の最大化を図る合理的国家という仮定を置いて、なぜ非合理的な「戦争が起こるのか」を説明することが目的である。つまり本来の役割は規範理論ではない。しかし、こうした理論に基づく政治科学者の実証研究が、政策への反映を強く意識している以上、規範理論としての検討は不可欠である。

以上の目的と問題意識に基づき、以下の本論では、まず第 1 節で、戦間期の 2 つの平和構想について検討を加え、その課題を明らかにする。その上で、第 2 節では、現代国際関係論の交渉理論

---

\* 本稿は JSPS 科研費 20H01474 の助成を受けたものです。また JSPS 科研費 19K01499 の成果も一部反映しています。

の概要を紹介するとともに、第 1 節で見た戦間期の平和構想との異同と明らかにする。その上で、両者が抱える共通の課題を示す。その上で、以上の課題を十分に検討するために、第 3 節では、戦間期の平和構想の担い手たちがその根拠として提示していた歴史解釈を検証する。こうして、その歴史解釈が、妥当でなかったことを明らかにする。

ただし、以上の検証結果は、戦間期の平和構想やそれと同じロジックを持つ現代の交渉理論の平和構想としての意味を完全に否定するものではない。なぜなら、現代国際関係における「自由で開かれた秩序」構想も、根底では同じ課題を抱えていると言えるからである。その点を、経済学者を主な担い手とする制度論の知見を援用しながら、第 4 節で明らかにする。

その上で、終わりにては、本稿全体の結論を示すと同時に、本稿の議論から導かれる課題を示す。

## 1. 戦間期の平和的変更論

### (1) 暴力を排して平和を実現するには——戦間期の 2 つの国際平和構想

近年、特に日本の国際関係研究では、第一次世界大戦後の国際秩序構想に対する注目が高まっている。戦間期の国際秩序の根幹といえば、国際連盟を中心とした集団安全保障と考えられがちである。しかし、そうした視点を相対化する重要な実証研究が二つある。

1 つは三牧(2014)であり、戦間期アメリカにおける「徹底的な」戦争違法化運動の根底にあった問題関心と運動としての展開、そしてその主張の今日的な意義を丹念に問うた。当時国際的に主流といえたのは国際連盟による仲裁や調停、さらに集団安全保障(経済的・軍事的制裁)を前提とする戦争違法化運動であった。だが、三牧(2014)が焦点をあわせるアメリカにおける「徹底的な」戦争違法化運動の担い手たちは、暴力(軍事制裁)を最終手段とする点で、連盟は平和機構にはなり得ないと批判した。そして州(states)間の平和を連邦最高裁を基軸とする「法の支配」で達成した自国・アメリカ合衆国をモデルとして、「世界最高裁」の樹立による「法の支配」を国際社会でも打ち立てることを目指したのである。この際に、そうした法の実効性を担保するのは、軍事力ではなく国際世論の持つ道義的な圧力である。

もう 1 つは西(2018)であり、戦間期の国際法学の主流が戦争違法化と集団安全保障の組み合わせではなく、調停や仲裁を通じた「平和的な秩序変更」にあったことと、こうした戦間期の国際法理論の潮流こそが、国家間の利益や国際秩序全体の自動調整(その中には勢力均衡も含まれる)を否定するカー(E. H. Carr)や(冷戦開始頃までの)モーゲンソー(Hans J. Morgenthau)の国際政治学的思考を生み出したことを明らかにした。こうした戦間期の平和的秩序変更論の根底にあ

った問題意識は、(著者が引用するモーゲンソーの言葉を借りれば)既存法の強制にすぎない裁判では、紛争の真の原因である「緊張」を取り除けないことであった。その思想的な基盤と言えたのは、既存の法体系を過去の一時点での勢力関係の反映と見なす、19世紀以来の国際法学の強力な潮流である。そして、このような理解は、国際法だけでなく、その法解釈を担当する裁判官の公正観や良識にも当てはまるのである<sup>1</sup>。

では、どうすれば既存の法体系と現実の勢力関係の乖離を一致させることができるのか。その方途として、戦間期の国際法学者が注目したのは、国内の労使交渉で一般化しつつあった団体交渉と労働協約による「法の創造」である。こうして、既存法に基づく労働契約の強制ではなく、かといってストライキやましてや暴力革命でもなく、両者の権利・義務関係の変更を伴う平和的な手続きを通じ、労使間の紛争は解決されるようになった。しかもその過程では当事者間の交渉がなされるので、成立する労働協約は個別の事情を十分に織り込んでいる。よってカーは、『危機の二十年』(*The Twenty Years' Crisis* [1939]。第二版[1946]を底本とする邦訳の最新版は、カー、2011)において「制裁・戦争違法化・国際裁判など」連盟を前提に提唱された平和構想を「ユートピア主義的」としてそれぞれ否定する一方で、労働協約の制度化や労使紛争の調停<sup>2</sup>のような「現状を維持しようとする勢力と現状を変更しようとする勢力との厳しい政治的対立を平和的に解決する手段」として「平和的秩序変更論」を「明確に肯定」したのである(西、2018: 265)。

## (2)平和的変更論の時代背景——現代戦の衝撃

このように、「戦争」(暴力)を手段としない平和構想が戦間期に盛んに唱えられ、影響力を持った背景としては、三牧(2014)が示す大戦前から存在するアメリカ独特の平和観や、西(2018)が強調する19世紀以来の国際法学の潮流に加えて、もちろん第一次世界大戦の破壊のすさまじさを無視することはできない。その中には、高度な産業力をもたらした想像を絶する死傷者数はもちろん、相互依存が飛躍的に進んだ世界経済の分断が各国家に与えるダメージも含まれていた(Knutsen, 2022: 37)。勢力関係の変化と既存の法体系(秩序)の乖離を調整する「手段」と考え

---

<sup>1</sup> このため、三牧[2014]の主題である「徹底的な」戦争違法化運動は、一時点での勢力関係を強制する「司法による平和」として、「平和的変更」論からの批判の対象になる。ただし筆者自身は、「徹底的な」戦争違法化も、平和的な秩序変更論の一部といえるのではないかと考えている。まず、カーらは調停や仲裁と裁判を明らかに区別しすぎている。さらに重要な点として、労使交渉による「法の創造」の背後にも、連邦最高裁による州間の平和と同じく、物理的暴力を独占する近代国家による「法の創造」——つまりカーらが忌み嫌った「法の強制」が存在しているからである。この点は本稿の第3節で扱う。

<sup>2</sup> 現行の日本の制度と同様とすれば、両者の代表を含む委員会による。

るには、戦争はあまりにコストの高い代物になってしまったのである<sup>3</sup>。

こうした問題意識は、アメリカの「徹底的な」戦争違法化運動からも、カーラの平和的秩序変更論からも手厳しい批判を受けた、国際連盟とそれを前提とする戦争違法化にも当てはまる。国際連盟の創設を主導したアメリカのウィルソン大統領が、連盟の創設で、勢力均衡 (Balance of Power) に代わる勢力の共同体 (Community of Power) を作るべきだと訴えたのも、ドイツの軍国主義に加えて、勢力均衡という大国間政治のシステムに大戦の原因があったと考えたためであった。たしかに連盟下でも、個別の軍事力は各国家に残された。しかし、連盟の仕組みによって「他国の支援が期待できる」なら——つまり国際社会全体で相互の防衛協力が制度化されれば——各加盟国は個別の「軍備を最小限にまで縮小できる」とウィルソンは考えていた (森、2016: 31)。そうなれば、加盟国同士の個別の国際関係で軍事力 (暴力) が果たす役割は、徐々に縮小していくはずである。この点で、戦間期の集団安全保障が目指したところは、第二次大戦後から今につづく国際連合と大きく変わらない。

もとより、戦間期の平和構想の特徴を検討するにあたっては、人類初の総力戦である第一次世界大戦を出発点とする現代国際関係史の継続性だけでなく、当時の国際秩序が抱えた個別の事情も勘案する必要がある。とくに平和的秩序変更論に関して言えば、ヴェルサイユ条約 (対独講和条約) の懲罰的性格が影響していたのは否定できない。

もちろん、その後の賠償交渉や、1925 年のロカルノ条約の成立および常任理事国としてのドイツの国際連盟加盟で、この不公平はかなり緩和されたというのが国際関係史の一般的な理解だろう。さらに、第二次世界大戦が差し迫る中でも、ヒトラー率いるドイツの植民地回復要求は不当との声は、英米を中心とする当時の国際関係の専門家の間でも (コンセンサスとまでは言えないが) 一定の勢力を持っていた (Knutsen, 2022: 50-51)。つまり「平和的かつ公正な秩序変更論」である (そして『危機の二十年』の初版で、1938 年のミュンヘン合意を「平和的変更の事例」と見なしたカー [Knutsen, 2022: 50] も、道徳や社会的公平・公正を軽視したわけではない [Paul, 2022: 7; スガナミ, 1994: 125-130])。このため、1930 年代後半の平和的秩序変更論の中で、ドイツや日本といった「もたざる国」の要求が常に妥当とみられたわけではない。

しかし、こうした点を割り引いても、敗戦国のドイツに一方的に課された軍備制限 (特に自国領で

---

<sup>3</sup> 以上の点に関して、戦間期の平和的変更論を網羅的に検討した Knutsen (2022) は、経済的相互依存で戦争はもはや過去のものになったとエンジェル (Norman Angell) が *The Great Illusion* (1910) で展開した著名な主張は、第一次世界大戦の経験の後に、広く受け入れられるようになったと指摘している (37 頁)。

あるラインラントの非武装)や植民地の剥奪を「公平」とはまでは確かに言えなかった。中でも当時大きな問題と認識されていたのは、大国ごとの植民地の保有量や、それに起因する資源・市場支配の不均衡である。この「不公平」は大戦の戦勝国と敗戦国の間だけでなく、戦勝国同士にもみられた。こうして、主に米英仏が「持てる国」に、独伊日が「もたざる国」に分類され、しかも、この区分けに関しては両者の間で一致があったと言えよう。もとより、戦間期中でも、領域や資源の排他的・独占的な支配からではなく、市場取り引きというシステム(つまり秩序そのもの)から利益を得るべきだし、得ることが可能だという「自由貿易による平和」論はあった(西、2018: 266-269; Knutsen, 2022: 40)。しかし、ドイツや日本が抱える大きな人口と、これら諸国が排他的に支配する資源・領域の少なさの間に著しい不均衡を見て、それを国際秩序の不安定要因とする議論は、当時の政治経済学的な常識といえた[Knutsen, 2022: 36]。その上で、大恐慌が世界経済のブロック化をもたらした<sup>4</sup>ことで、「自由貿易による平和論」の説得性は限られていた<sup>5</sup>。

以上のように、「徹底的な」戦争違法化にも、国内社会における労使関係をモデルとする平和的変更論にも、戦間期に固有の時代背景が色濃く反映している。さらに、どちらも実現不可能なことは、時代が証明していると考えられることも可能かもしれない。

だが、第一に、三牧(2014)、西(2018)ともに現代国際関係へのインプリケーションを強く意識していること、第二に、中国をはじめとする新興大国の台頭やロシア・ウクライナ戦争の勃発を契機に、二極構造の冷戦期だけでなく、多極構造の戦間期にも国際関係研究の関心が再び強まっていること、第三に、現代国際関係研究に主たる理論的なモデルを提供している交渉理論は、とくに西(2018)が明らかにした戦間期の平和的変更論と(まったく一緒とはまでは言わないまでも)基本的な論理構造と問題意識を共有していると筆者が判断することから、検討対象にする意義は十分にある。

さらに、第四の点として、本パネルの3報告が共有する問題関心である、現代国際関係における「自由で開かれた秩序」の主唱者たちは、(その表現には濃淡があるものの)研究者であれ政府関

---

<sup>44</sup> ただし、世界恐慌期のブロック化の主たる原因は、各主要国が政治的・外交的な意図をもって排他的な経済政策を実施したためというよりも、国際金本位制に基づく自動調整作用を失った世界経済の中で、各国やその植民地が国際収支の均衡を政策的に図るしなかった(そして他国のこうした政策が、別の国に同様の政策を一層必要とさせた)ためであった。その方途として、多くの国が二国間主義(二国間ごとに収支均衡を図ること)を採用したことが、特に状況を悪化させた。この点は、白木沢旭児『大恐慌期日本の通商問題』お茶の水書房、一九九九年、序章を主に参照。

<sup>5</sup> 西(2018: 268-271)は「自由貿易による平和論」はそれなりの説得性を持ったが、利益調和論を排斥するカーはそれを否定したとする。また「自由貿易による平和論」を批判した論者は、カーだけではなかった(Knutsen, 2022: 37-38)。

係者であれ、その維持と拡大が平和的になされるべきとの立場を基本としているのである。少なくとも、強制可能との説得的な議論は示されていないし、そもそも「開放的」(Open)とは強制も排除もしないという含意があるようである<sup>6</sup>。つまり、もし、こうした立場を文字どおり受けとるのであれば、かつ封じ込めや抑止、緊張緩和が主たる関心であった冷戦期に平和的秩序変更論への関心が低調であったことを考えれば<sup>7</sup>、戦間期の平和構想の実現可能性やその問題点を検討することは必須であろう。

よって、次の第2節では、現代国際関係論の平和的秩序変更論と言える交渉理論の基本的な論理構造を紹介し、その上で戦間期の平和構想との共通点やそれから導かれる課題を示す。その上で、改めて戦間期の2つの平和構想に立ち返り、その前提となっていた歴史解釈の妥当性を検証する第3節へと進んでいく。

## 2. 交渉理論——現代の平和的秩序変更論？

### (1)合理的選択論の戦争原因論

Fearon (1995) が定式化したコミットメント問題を軸とする交渉理論は、周知のように戦争の原因を説明する理論である(他に重要な業績として Powell, 2006 など)。ただし、裏返せば、そのまま平和的変更論の理論となる。

基本的な枠組は自己利益の最大化を目指す行為者(単一意思を持った国家)を仮定する合理的選択論である。この理論的な枠組にとって、合理的な国家が、なぜ非合理(パレート非最適)な戦争をするのかは、長年にわたって十分な説明が与えられない「パズル」だった。もちろん、現実の国家は見通しを間違える非合理的な行為者だからだと答えてもいい。だが、そんな答え方をすれば、合理的選択論は、現実世界の分析にとっては役立たずということになってしまう。「完全合理性の世界」でも戦争原因が説明できないのなら、現実世界の戦争原因も説明できるはずがないからである。

---

<sup>6</sup> 同時に、中国の台頭にあわせた平和的な秩序変更も否定していると判断できる。中谷(2021a)。この点は本稿の第4節で詳しく扱う。

<sup>7</sup> もちろん、Deutsch, et.al. (1957)や Adler & Bennett, eds. (1998)が説く「安全保障共同体」や、Keohane & Nye (2011)が提示する「複合的相互依存」の概念で分析された、西側内部の先進国を中心とする一部の国家間関係は別である。ただし、こうした関係の構築は、労使紛争や裁判のような決定的な「交渉」というよりも、日常的で多様な経路を通じた無数の相互作用で構築され、再生産され、強化されてきたと思われる。この点は、特に本稿の第4節の議論にとって重要な知見の一つである。冷戦期の平和的変更論をサーベイした最新研究である Kristensen(2022)によれば、1980年代は例外的に平和的変更論が注目され、その主要な論者には覇権安定論で著名なギルピン(Robert Gilpin)がいた。

よって、以上のパズルに明快な数理的解答を与えた Fearon (1995) は、ミクロ的基礎を持つ理論的な枠組にもとづいて、統計学や心理学的な実験による実証研究を進めたいと考えていた政治科学者に大きな影響力を持ち、現在に至るまで多数の業績が生み出されている<sup>8</sup>。

Fearon (1995) が与えた解答を簡単に整理しておこう。国際紛争の「合理的解決」を阻むものは3つある。第一に、相手の真の意図や能力を見誤らせる「私的情報の存在」である。私的情報とは、相手に知られていない自国の真の意図や能力であり、完璧な計算能力を持つ国家の計算を狂わせるのである。第二に、急速な力関係の変化（パワーシフト）が合理的に予測できる状況下で、いま戦争を避けるための約束を結べない「コミットメント問題」である。第三に、聖地の帰属や正義の実現など、利益の分配を目指す交渉では妥結不可能な「価値の不可分性問題」である。

以上の Fearon (1995) の画期的な解答を踏まえ、さらに議論を整理して簡潔にしたのが Powell (2006) である（ただし簡潔にしすぎたのか、Fearon, 1995 ほどは引用されない）。その議論によれば、たとえ価値が不可分な問題を争っていたとしても、戦争と同じ結果を戦争を経ずに手に入れる方が常に合理的（パレート最適）なのだから、合理的な戦争原因を突き詰めれば、それらはすべて、戦争と同じ結果を強制無しに受け入れることに合意できないコミットメント問題なのである。

以上の議論を展開するにあたって、Powell (2006) が提示している戦争の代替手段は、本稿の主題にとってとくに興味深い。それは、「戦争と同じ勝敗確率を持つ」何かである。つまりクジ引きや（それよりコストはかかるが戦争のような犠牲は伴わない）裁判や調停、仲裁などの司法的な枠組である（きっとジャンケンでもいい）。そうなれば、戦争と同じ結果が手に入り、かつどちらが勝っても、確率論的には（戦争による被害がない分）両者の厚生を必ず向上させるからである。

しかし、合理的な国家はこのような合理的な紛争解決に成功しない。クジや（コストはかかるものの、より納得性が高いだろう）何らかの司法的手続きで紛争の解決方法を決めたとしても、当事者たちは、その約束の履行を誰に強制してもらえばいいのか。国内社会であればもちろん国家である。しかし、国際政治は無政府なので、そのようなものは存在しない。このコミットメント問題を乗り越えられないために、合理的な国家であっても平和的な問題解決に失敗してしまうのである。中でも、国家の生存にかかわる急速なパワーシフトや、根源的な価値にかかわる不可分性問題が争点である場合でそうなる。

以上の Powell (2006) の最終解答は、伝統的な国際政治学の解答とまったく一緒である。だが、

---

<sup>8</sup> 以上の描写は「科学史」としてはかなり簡略化しすぎかもしれない。こうした筆者の理解は、主に多湖 (2020) と砂原、稗田、多湖 (2020)、Frieden, Lake and Shultz (2018)、そしてブラットマン (2023) に基づく。

ここでは「イズム」をめぐる伝統的な国際政治学者と、「価値中立的」な手法を重視する政治科学者の紛争は脇に置こう(そして、できるだけ平和的で生産的な解決を祈ろう)。本稿の議論にとって重要なのは、パウエルが戦争の代替手段として提示する戦争と同じ勝敗確率を持つクジ、さらには(コストはかさむものの、より正統性が高いだろう)司法的な手続きである。以下でみるように、Powell(2006)自身は不可能性を主張するのだが、その内容は交渉理論に基づく平和構想と言える内容だからである。

## (2)交渉理論に含まれる平和構想

Powell(2006)に教えられなくとも、常識的に判断して、戦争と同じ勝敗確率を持つ何らかの手続きで現実の国際紛争を平和的に解決するのは困難である。しかしもし実現可能なら、戦争で同じ結果を手に入れるよりは間違いなく道徳的なはずである。たとえば、アジア・太平洋地域の広範に及んだ戦場での犠牲や無差別爆撃、そして広島・長崎への原爆の投下もなしに実現する、20世紀後半の日本の自由民主化や経済発展、あるいはアジア地域の脱植民地化を想像してもらいたい(ただし戦争のコストを割り引くので、もう少し日本社会は非民主的で不平等な社会になるはずで、植民地も一部残るかもしれない)。だが、こうした結果を1941年12月の国際政治で誰に強制してもらえば良かったのだろうか(なお、特に植民地の独立については、実行を迫られるのは敗戦国の日本だけではない)。

さらに議論を進めれば、戦争の結果が、太平洋戦争のように常に敗戦国社会の自由民主化や社会・経済的な平等、あるいは植民地の独立につながるとは限らない。結果がいつも私たちの公正観に合致するとは限らないのである。

たとえば現在のパレスチナ問題であればどうか。イスラエルの軍事力とパレスチナ側が持つ様々な「暴力」から確率論的に予想される結果を、「戦争」(ここでは、テロなどのあらゆる暴力行使を含めている)を必要としないだけで、私たち<sup>9</sup>は公正な解決とみなせるだろうか。さらに、「暴力」による被害がない分だけはるかに道徳的であると考えて、戦争と同じ勝敗確率を持つ裁定の結果を受け入れるとイスラエルとパレスチナの代表者が決めたとしても、このコミットメントは将来にわたって守られるだろうか(なお、確率論であることと戦争のコストも割り引かれるので、「暴力」で圧倒的に勝るイスラエル側の方が不利・不公平と感ずる可能性もある<sup>10</sup>)。

---

<sup>9</sup> これまでを含めて、この主語に大きな問題があることは承知しているが、他に適切な表現を思いつかなかった。

<sup>10</sup> ここまで考えれば、破綻状態と言える1993年のオスロ合意と完全合理性の世界で戦争なしに確率



以上に述べた問いのうち、とくにパレスチナ問題の仮想に関して言えば、合理的選択論に基づく交渉理論の答えはノーであろう。なお、Powell が整理にあたって捨象した Fearon (1995) の私的情報の問題を考えても、答えは変わらないと思われる<sup>11</sup>。私的情報が完備されれば——つまりイスラエル側の暴力とパレスチナ側の暴力の相対的關係が完璧に分かる状態なら、両者のコミットメントは永続可能かを考えれば、最後には Powell (2006) と同じ結論に至るだろうからである<sup>12</sup>。

### (3)現代の交渉理論と戦間期の平和理論の共通点と相違点

以上に見たように、Fearon (1995) の戦争原因論のブレークスルーを受けて、Powell (2006) がさらに論点を整理した上で提示した戦争の代替物は、何らかの司法的な手続きと理解できるものであった。もっとも Powell (2006) 自身は、そうした代替物はアナーキーな国際社会で拘束性を持ってないから、コミットメント問題を克服できないと否定するのだが、ここで戦間期の平和構想との接点（直接的な相違点を含めて）色濃く出てくる。

まず共通点を見よう。三牧 (2014) の論じる「徹底的な」戦争違法化運動にせよ、西 (2018) が主題とする国際法学を起源とする「平和的変更」にせよ、司法的な枠組を「暴力」の代替物と見なしている点である。特に現実の勢力関係と現行の秩序（法体系）の乖離を、調停や仲裁による「法の創造」によって調整する（前者を後者に反映する）べきと考える「平和的変更」がそうである。この考え方は、完備情報下では（それに従って当事者の交渉は妥結するはずなので）戦争は起きないと考える Fearon (1995) と同、戦争と同じ確率を持つ調停結果を当事者が確実に履行できるなら戦争は回避されると主張する Powell (2006) と同、基本的な論理構造を共有していると言って問題ないのではないだろうか。それに対して、「徹底的な」戦争違法化運動が前提とした「司法による平和」は、おそらく現実の力関係が州間の紛争解決にそのまま反映されているとはみなしていない。そこでは、

---

論的に予想される和平合意は、それほど違わないのかもしれない。

<sup>11</sup> Fearon (1995) が重視している私的情報の偽表示は、必ずしも戦争原因になるとは限らないというのが、Powell (2006) の主張である。具体的には、1930 年代の英独関係のように、相手の真の「意図」を知るにつれて、問題が妥協不可能になる場合もあるからである（ミュンヘン会議以後の宥和政策の破綻）。よって、Powell (2006) は Fearon (1995) の成果をすこぶる高く評価しながら、完備情報下では戦争が起きないモデルを用いると私的情報以外の別の戦争原因を見落とす場合があるので、問題があるとの立場を取っている。ただし「能力」情報の不完備／完備については、この指摘の中で無視されているように思える。

<sup>12</sup> 政治学者の多くは、Fearon (1995) がそうであるように、パレスチナ紛争の原因は価値の不可分性であると主張するだろうが、それだけでは合理的な戦争原因の説明にならないというのが Powell (2006) の主張である。そこに、アラブ系とヨーロッパ系の人口の増加率の違いから来るコミットメント問題も追加する場合は、Powell (2006) の主張と同じである。

世論の力も合わさって、力というよりも現実の「公正観」が紛争の調停結果に反映されているのである<sup>13</sup>。ただし、Powell (2006) が提起する、暴力によらないその結果を誰に強制してもらえばいいのかという「コミットメント問題」はやはり残る。

その「コミットメント問題」に関していえば、交渉理論と戦間期の 2 つの平和構想との立場は異なっているように見える。前者のうち特に Powell (2006) は、暴力を独占する国家(中央政府)による強制が不可欠と考えているのに対して、「平和的変更」の主たる担い手であるカーは、ストライキをいわば戦争と捉えている。そして、西 (2018: 265) が引用するように、そうした暴力に頼らない当事者間の自発的な「法の創造」を、カーは高く評価しているのである<sup>14</sup>。

多くの国では、ストライキという武器に訴える究極の権利こそ放棄されなかったものの、このようなシステムは長年にわたって機能し、目覚ましい成功を収めてきたのである。(カー、2011: 404)

「徹底的な」戦争違法化運動の担い手について言えば、暴力による強制なきコミットメントの履行は可能との信念は一層強固である。彼らは、最後の手段として「暴力」(軍事制裁)に頼る点で連盟は真の平和機構たり得ないと、否定したからである。ということは、そのモデルとされたアメリカ合衆国内部の州間の平和は、こうした暴力の要素なしに実現したというのが、彼らの歴史理解ということになる。

もし、こうしたカーおよび「徹底的な」戦争違法化運動の担い手たちの歴史理解が妥当であれば、交渉理論が提示するコミットメント問題は、無政府の国際社会でも実現可能性があるということになる。ただし、筆者が判断する限り、西 (2018) も三牧 (2014) も、研究対象とした思想家たちが自説の根拠としている歴史理解自体は、検証の対象にしていない。よって、次節の課題はその検証である。

---

<sup>13</sup> 同時に、西 (2018) がカーの思想(さらにいえば国際政治学を生み出したリアリズムの思想)を「左派的な思想ときわめて親和的」と指摘するように、またスガナミ (1994: 130) も、国内社会の夜警国家から福祉国家への移行という「国内領域における 19 世紀自由主義の拒絶がはっきりと彼の国際社会構想に影響を与えている」と論じるように、カーにとって労使間の交渉で(19 世紀と比較すれば明確に労働者側に有利な)労働協約が生み出される現実社会の変化は、彼の公正観に間違いなく合致していたはずである。

<sup>14</sup> なお、交渉理論に依拠する経済学者の多くは、カーと同じように、ストライキや裁判を戦争のように捉えて、なぜ人びとは合理的な解決に失敗するかを議論する(Powell、2006 にもそのような傾向がある)。ストライキ・裁判ともに高コストで、その結果だけを得られれば、当事者にとって自己利益の最大化につながるからである。

### 3. 国内の平和は暴力なしに実現したのか——英米の労働運動史とアメリカの州間の平和

#### (1) 間接アプローチによる検証

筆者の専門は戦間期の日本外交史で、時代は重なるものの、イギリス社会における労働運動史でもなければ、アメリカ独立後の州間関係史でもない。ただし、トラクテンバーグ(2022)が強かに主張するように、二次資料による間接的な検証でも意味はあるだろう。今回は通史によるごく簡単な検証とした。また検証の対象である歴史理解についても、カーなどの「平和的秩序変更」論の担い手や「徹底的な」戦争違法化運動の担い手が残した一次資料そのものではなく(たとえばこの場合は、カーの『危機の二十年』も一次資料にあたる)、西(2018)や三牧(2014)が提示している彼らの歴史理解を検証の対象としている。

結論だけ先に書けば、どちらのケースでも国家の暴力の介入や少なくとも介入なしに、国内の勢力関係と法体系の乖離を克服する「法の創造」がなされたとは言えないと筆者は判断する。

#### (2) イギリスの労働運動史とそこにおける暴力

まずイギリスの労使関係から見よう。ここで筆者が主に依拠したのは木下(2021)である。同書は、産業別労働組合こそ労働自治を中核とする「本当の労働組合」=ユニオニズムだと主張する。そして、その起源を中世ヨーロッパのギルドから説き起こし、19世紀の熟練労働者を中核とする職能別組合を経て、20世紀の全階層の労働者を対象とする一般組合が誕生し発展していく過程を分かりやすく整理した上で、現代に求められる労働組合像を提示している。その最終的な主張を受け入れるかどうかはともかく、労働組合の歴史と社会的な役割を理解する上で、格好の入門書である。しかもありがたいことに、第4章「歴史編3 よるべなき労働者たち——一般労働組合の時代——」は、19世紀から20世紀にいたるイギリスを主たる対象としている。

以上を読めば、カーが言うように、確かに19世紀末に起こった大規模なストライキが契機となり、一般労働組合の結成が進み、20世紀に入ると団体交渉と労働協約が一般化していったことが分かる。具体的には、当時世界最大の港湾都市であったロンドンで、2万人の未組織の日雇い港湾労働者のうち、1万6千人を動員した1889年夏の大ストライキである。彼らは、「1時間5ペンスから6ペンスへの賃上げ、一日最低4時間の雇用確保」などを要求した。そこでは、カール・マルクス(Karl Marx)の娘であるエリノア・マルクス(Jenny Julia Eleanor Marx)など、知識階層出身のボランティアや、港湾労働者の悲惨な境遇に同情する一般世論のサポートも大きな役割を果たし、「1か月にわたるストライキは労働者側の勝利に終わったのである」(木下、2021: 88-90頁)。

ただし、ロンドン・ドックでの港湾労働者たちの歴史的な勝利の後に、カーが重視する労働協約の

制度化が何の障碍もなく進んでいったわけではない。特に労働組合にとって最大の打撃となったのは、南ウェールズで起こった鉄道ストライキに対して民事責任を認めた1901年のタッフ・ヴェール判決である。ストライキが事実上不可能となったのである。そして、この状況を覆したのは国家による立法だった。

その背景として重要なのは、19世紀後半から段階的に進んだ労働者層への選挙権の拡大で、1906年の総選挙では、労働者の利益を直接代表する労働者代表委員会所属の国会議員は29人となり、「労働者階層出身の議員を加えると54人を数えた」（木下、2021: 100頁）。こうして、同年に労働者委員会が改組され労働党が結成されたのである。

以上の変化は、二大政党のうち、労働者の支持をつなぎ止めたい自由党の政策を大きく変える。これも政治史上の有名な展開だが、1906年から1910年の自由党内閣は、労働者保護の社会政策を次々と打ち出し、やがて現代の福祉国家につながる基礎を準備したのである。

この中で、本稿の目的にとって特に注目したいのは、「懸案だったタッフ・ヴェール判決をくつがえす立法として、1906年、労働争議法が制定された」ことである。同法でストライキの民事免責が「確立」し、「平和的なピケティング〔使用者側が工場に労働者・資材などを搬入したり、逆に製品の出荷したりして、ストを破るとするのを阻止すること〕が合法化」されたのである（木下、2021: 102）。こうして刑事責任はもとより民事責任も問われないストライキを武器とする労働組合との交渉を、使用者側側は余儀なくされた（そのために経営者団体の結成も進んだ）。

よって、20世紀の前半のイギリス社会で、カーが「究極の権利」と呼ぶストライキが、実際にどれほどの頻度で実施されたかは、ここでは大きな問題ではない。経営者側にとっては公権力（警察や軍隊）による介入にも頼れず、暴力団を雇ったピケ破りもできず、さらに民事訴訟による脅迫も封じられた状態で、カーが平和的な変更のモデルと高く評価する団体交渉と労働協約は実現したのである。つまり（合法的な）物理的暴力を独占する国家の強制（それも、自由競争では圧倒的に不利な労働者の保護を目的とした強制）の下で、労使間の調停・仲裁や交渉は制度化されていった。

しかも、以上の展開には後日談がある。第二次大戦が始まると、総力戦の遂行のためであろう、1940年にイギリスではストライキが非合法化される。こうして労使紛争は「強制的な仲裁制度」で処理されるようになった。だがストライキの非合法化に労働者は従わなかった。「労働者は生活を守るために戦争のさなかでも平気でストライキを行った」。特に非合法化後には、かえってストが増加したという（木下、2021: 104-105）。つまり、カーが労使紛争における「戦争」と見なすストライキは、『危機の二十年』の出版前後でも、労働闘争の主要手段だった。なお、こうした状況の歴史的な背景として、木下（2021）は、第一次世界大戦で多くの労組が戦争に協力したにもかかわらず、「戦間

期、労働者は失業と貧困に苦しめられた」ことを指摘している(105頁)。戦間期の主要な産業国では(アメリカを例外に)慢性的な不況であったことも影響しているだろうが、この記述に従えば、ストライキ権が合法化された後も、労使関係の平和的な法秩序の変更は実現していなかったのである。

### (3)アメリカの州間の平和および労働運動史とそこにおける暴力

次に、「徹底的な」戦争違法化運動がモデルとした州間の平和に移ろう。彼らが何を代表的な事例として想定していたかは判然としない。だが通史を読まずとも、誰もが思い浮かべる「大きな例外」がある。南北戦争である。戦争の勃発だけでなく、人口が約3000万人の国で60万人を上回る戦死者を出す悲惨な「総力戦」となった展開を見ても、暴力を伴わない「司法による平和」で決着がついたとは言えない。さらに、その後のアメリカ史を見ても、敗北した南部諸州における黒人に対する私刑の事実上の合法化と、彼らに対する投票権をはじめとする公民権の事実上の剥奪という「構造的暴力」は、連邦議会を中心とした共和党(≒北部)と民主党(≒南部)間の妥協と取り引きによって、第二次大戦後まで続いた。これは、あるいは州間の平和と呼べるのかもしれないが、このような状態が戦争違法化のモデルになるとは筆者にはとても思えない<sup>15</sup>。

以上のとてつもない「紛争状態」を緩和する大きな画期となったのは、1964年の公民権法と1965年の投票権法の成立、さらにこうした立法を支持する1964年前後の最高裁の一連の判決である。その過程では、キング(Martin Luther King Jr.)牧師に率いられた非暴力の抵抗運動がもちろん大きな役割を果たしている。それを報道したテレビなどのメディアの役割と、そうした抵抗運動に共感し、場合によっては支援した世論の貢献も当然大きい。だが、同時に国家による暴力も(社会規範の変化を肯定し、強化するという効果を含め)重要な役割を果たしている。歴史的に最もよく記録・記憶されているのは、1962年9月にケネディ(John F. Kennedy)大統領が「連邦保安官を派遣して、黒人学生としてはじめてミシシッピ大学に入学したジェームズ・メレディスを保護した」場面だろう(ノートン他、1996c: 108)。1963年には、連邦政府の高官が「州知事のジョージ・ウォレスを無視し」て、裁判所命令を根拠にアラバマ大学の人種隔離措置を強制的に撤廃した(同頁)。

もちろん、この過程では連邦議会による立法とそれを肯定する最高裁の判決が極めて重要な役割を果たしている。さらにさかのぼれば、そうした立法に賛同した議員を連邦議会に送り込んだ有権者、つまり世論の役割が大きい。だが連邦政府の立法が高い社会的な強制性を持ったのはそれだけが理由ではない。合法的な物理的暴力を(事実上)独占する連邦政府による立法だからこそ、

---

<sup>15</sup> 以上の理解については、主にノートン他(1996a)を参照した。

投票と報道と行動による世論の支持は、平和的な社会的強制力に転換されたのである<sup>16</sup>。つまり、国内の「平和的変更」でさえ暴力の要素は介在しているのに、国際連盟に（そして国際連合にも）、それに少しでも頼るなら真の平和機構にはなりえないとは言えないだろう。

なお、アメリカ国内の労働運動の展開を見ても、同様のことがいえる。木下（2021）の第5章「歴史編4 アメリカの経験—産業別労働組合への道—」で判断すると、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、アメリカでも労働組合の組織化や近代化は飛躍的に進んだ。ただし、それらが労使間の団体交渉や労働協約など「平和的変更」の手段を通じて、労働者の地位改善に結びつくようになるのはニューディール期に入ってからである。その理由は、イギリス政府（議会）と比較して、アメリカ政府（議会）が—さらに言えば、世論も—労働組合に積極的な法的保護を与えなかったからである。たとえば、ロンドン・ドックの大ストライキとほぼ同時期の1892年にペンシルヴェニア州のホームステッドにあるカーネギー社の大規模鉄鋼所で起こったストライキを見よう。「史上最大の流血闘争」は、労働者側の敗北に終わった。彼らは「アメリカ最大の労働組合弾圧の専門組織」であるピンカートン社との直接の「銃撃戦」(!)には勝利した。しかし、「武装した8000人の州兵」が護衛する中、ピンカートン社が派遣したスト破りの労働者が工場に入ったことで、ピケは破綻したのである。この敗北は、カーネギー社の他の工場はもとより、中西部の他社の鉄鋼所でも起こっていたストの敗北につながる（木下、2021: 112-114）。

こうした使用者側に大きく偏ったアメリカ政府の保護が転換するのは、「労働者の団結権、団体交渉権、ストライキ権を確認するとともに、経営者側の不当労働行為を明確にした」1935年のワグナー法の成立によってである（木下、2021: 123）。主導したのは、最高裁の抵抗にあいながらもニューディールを進めるローズベルト政権である（木下、2021: 123; ノートン他、1996b: 74）。

以後、アメリカの労働運動では、大企業中心の全国組織を持つ産業別組合が確立する。こうした産業別全国組合は、1936年に2州同時に起こったGM工場のスト成功を皮切りに、「業績が良好で支払能力がある大企業にターゲットを定め、そこでまず高い水準の労働協約を実現する。それをパターン(雛形)として他の企業交渉に波及させる」ようになる（木下、2021: 131）<sup>17</sup>。

以上のように、ワグナー法を境に一般に予想される勝者と敗者は入れ替わったが、天王山の決

---

<sup>16</sup> もちろん、武器所有の権利や州兵の存在から、合法的な意味でも、物理的暴力の「独占」はアメリカ合衆国内に存在しない。だが、二度の総力戦を経験した連邦軍に対抗できる組織的な暴力など、当時のアメリカには存在しない。

<sup>17</sup> なお、このストでも州知事の指示で州兵が出動しているが、その目的は「弾圧というよりもむしろスト参加者への差し入れの妨害を禁じ」るためであったという。木下（2021: 127）。

戦でどちらかが勝利すれば、同じような大企業を経営する使用者側とそこで働く労働者の中で次々と「平和的変更」が成立するというのが、19 世紀後半から第二次大戦後にかけての、アメリカの労使紛争の典型的なパターンだったのである。そこでも、実際に行使されるかはどうかはともかく（さらに当事者が意識するかもともかく）、国家が労働者に与える保護（ワグナー法以前は弾圧）の面を見ても、労働者の最後の手段としてのストライキの役割を考えても（ワグナー法以前は使用者側の物理的暴力）、「暴力」は不可欠の役割を果たしていたのである。

ただし、以上の検証を踏まえて、筆者は戦間期のカーら「平和的変更論」者や「徹底的な」戦争違法化運動家の歴史理解の間違いを糾弾したいのではない。通史による簡単な検証ではあるが、彼らが自身の平和構想の基盤として提示した歴史解釈に誤りがあったのは間違いない。ただし、それは当時米英などの一部の産業化社会で進行しつつあった国家と暴力の関係（あるいは社会における組織的暴力の役割）の大きな変化を、彼らが一部では正確に理解し、一部では誤解して捉えた結果だと筆者は考える。その点を本稿の本論の最後となる次節で扱う。

#### 4. 暴力をめぐる誤解——アクセス制限型社会からアクセス開放型社会へ

##### (1) アクセス制限型社会——人類にとっての普遍的な社会秩序

カーらの誤解を解くヒントとして本稿が注目するのは、ノース、ウォリス、ワインガスト(2017)（以下 NWW）である。制度論の観点から国家と暴力の関係を検討した NWW は、19 世紀の半ば頃から、アメリカ、イギリス、フランスのなどの一部の産業社会で、これまでみられなかった社会秩序＝アクセス開放型社会が出現しはじめたとする。

それ以前の人類の社会秩序を、NWW は「アクセス制限型社会」あるいは「自然国家」と呼ぶ。たとえば近代国家の萌芽とされる絶対王政期のフランスやイギリスや、もう少し時代が下ってすでに議会政治を展開している 19 世紀前半のイギリス、革命後のフランス、独立から半世紀ほどのアメリカ合衆国のように強固な近代国家が成立しているように見える場合でも、そこでは物理的暴力はいくつからのエリート集団に分割して保持され、これらのエリート集団の連合こそが国家であった。こうした状況で社会を安定させるために重要なルール（あるいは規範）であったのは、こうしたエリート間連合の安定のために互いの特権を相互承認することである。もしこの相互承認がうまく機能すれば、互いに物理的暴力を持つ集団の争いを抑え込むことができるからである。

このため、こうした「自然国家」では、政治・経済競争への自由な参入は許されない。物理的暴力を各社会集団が持つ社会では、競争は暴力を伴うためである。このため、各集団は互いのいわば

縄張り(NWWはこの言葉自体は使っていないが)を決め、暴力による紛争を覚悟しなければ、相手の縄張りには手を出さない。そして各集団の政治的・経済的な縄張りが生み出す利益=「レント」は、集団内部で属人的に——つまり血縁・地縁・職能などを基本とする親分・子分関係を軸に配分されるのである。当然その配分は、不平等なものとなるが、暴力の応酬による社会秩序の崩壊を避ける目的から言えば、この仕組みはきわめて合理的なのである。NWW によれば、太古の昔に国家が出現して以来、19 世紀の半ばに至るまで、その成熟度に違いはあれど、人類は自然国家以外の国家に住んだことがなかった。アメリカ合衆国の建国の父たちが、党派間の競争を忌み嫌ったのも、彼らがアクセス制限型社会に住んでおり、それを前提に合衆国憲法を書いたからだという。

このように、アクセス制限型社会は、常に暴力行使の可能性を念頭に置いた上で、秩序の安定が実現している。NWW の議論では、物理的暴力がいくつかのエリート集団に分割して属人的に保持されている以上、こうしたやり方が最も効率的な暴力管理の方法なのである。ただし、互いに縄張り外に手を出すのは御法度なので、その分、集団間の社会的協力の範囲は限定される。加えて、政治でも経済でも新しい組織の新規参入は厳しく制限されるので、社会的・経済的变化への対応力が低い。つまり日常的な社会的試行錯誤が機能しないので、秩序変更の主要手段は、内戦やクーデター、暴動などの暴力を主要手段とする高コストなものとなる。こうした限界から、経済成長率も平均するとかなり低くなる。

## (2) アクセス開放型社会の出現

以上にみたアクセス制限型社会(自然国家)に対して、エリート個人のアイデンティティと組織の分離が広範囲に実現するアクセス開放型社会は、既述のように 19 世紀半ばのアメリカやイギリス、フランスで史上初めて役割を果たし始めた。NWW の指摘では、こうした最初の変化は進歩的(目的論的)なものではなく、それ以前の成熟した自然国家で数世紀にわたり累積した社会上の変化の偶然の結果だった。具体的な歴史的経緯の説明は NWW を参照してもらいたいが、こうした偶然の結果、社会的権利は属人的ではなくなった。つまり、自分がどのような地縁・血縁・職能集団に属しており、そこでどのような地位を占め、親分や子分に当たるのはだれかと関係なく、ある企業の株式を購入したり、労組に加入したり、政党に参加したり、土地を売買したりできるようになったのである。こうして、多様な組織が政治・社会競争に参入しはじめたのである。

以上の社会秩序の変化の最も大きな効用は、政治・経済競争と暴力を分離したことである。つまり、アクセス開放型の社会の中にも暴力は残っている。しかし、属人的なエリート集団間の連合が解体された結果、それは社会的には誰のものでもない国家が独占しているのである。こうして、通常の



社会関係においては、各集団間が相手の暴力に配慮せず（なぜなら互いに持っていないからである）、協力の範囲を決めることができるようになった。この結果、格段に信頼感のある社会的コミットメントが可能になったのである（ぜひここで、Fearon、1995 や Powell、2006 が定式化した物理的暴力を持つ国家同士のコミットメント問題を思い起こしてもらいたい）。しかも以前では考えられなかった集団の新規参入が経済でも、そして政治でも起こるようになった。このため、自然災害を含む社会的変化への対応能力も格段に強くなる。秩序の変更が平和的かつ日常的に実施されるようになったからである。

NWW は以上の社会秩序の大変化が起こる前に必要な「戸口条件」として、成熟した自然国家で①法の支配の定着、②多くの永続的（非属人的）組織の政府内外での成立、③軍の統制確立を挙げている。①②については説明が不要だと考えるが、③について補足すれば、軍がどの社会集団のものでなくなる（つまり属人的に結びついた特定の社会集団の私兵にならない）ということである。もちろんこうした変化が一気に結びついて、19 世紀の半ばの米英やフランスで、革命のようにアクセス開放型社会が出現したわけではない。それは、たとえば本稿第 3 節で見た 19 世紀末のアメリカでの公権力によるストライキの弾圧などを見れば明らかである。NWW の指摘では、非属人化された社会的権利は、まずはエリート間で平等に配分されていき、その後——途中で暴力行使を含む様々な混乱を伴いながら——大衆にも拡大していったのである（たとえば参政権を思い浮かべてもらいたい）。

ただし、このような変化は（目的論的に追求した場合でも）そう簡単には起こらない。なぜなら、その実現には社会における暴力の管理方法の根本的な転換が必要であり、その過程で集団間の均衡が崩れ、社会秩序が混乱したり崩壊したりする可能性があるからである<sup>18</sup>。そして、その過程では、国家の責任範囲を秩序全体に拡大する必要も出てくる。より抽象的に言えば、アクセス開放型社会への移行にあたっては、相当に複雑な集合行為問題を乗り越える必要があり、しかもそのための確実な設計図は存在しないのである。このため、NWW によれば、現在（ペーパーバック版の出版時で 2012 年）でも、人類の 85% は自然国家に住んでいるのである。

### (3) 国内類推の変更

以上を踏まえれば、本稿が対象とした 2 つの平和構想の主唱者たちが活躍した戦間期のイギリスやアメリカ社会は、アクセス開放型秩序がエリート間だけでなく、大衆を中心とする社会全体に拡

---

<sup>18</sup> このような歴史的な分析は、ピンカー（2015）とも共通している。

大していく過渡期にあっていたのではないか。その結果、彼らは、社会集団間の日常の相互作用からの暴力の追放過程を、暴力からの解放過程と誤解したのではないだろうか（ただし、南北戦争の無視はこうした再解釈も困難だろうが）。

そのように考えれば、戦間期の平和構想やそれと類似の論理構造を持つ現代国際関係論の交渉理論を、国際秩序の安定を目的に政策決定の規範とするにあたっての課題が明瞭に浮かび上がってくるだろう。戦間期の労使紛争や（実際には第二次大戦後に実現した）州間の平和を、暴力なき国際秩序の平和的変更のモデルと見なすカーラの国内類推は妥当なものではなかった。彼らが（期待による過大評価もあるにせよ）実際に目撃していたのは、社会における暴力管理の転換だったからである。

そして、本稿の第3節が明らかにしたように、国内社会でその管理を担ったのは中央政府である。それを考えれば、NWW の議論に立脚した国内類推も、もとより不可能と言うしかないだろうか。あるいはそうかもしれない。だが、もし私たちが「自由で開かれた国際秩序」の支持者であれば、そのように言うことは不可能である。なぜなら、筆者の国際関係史理解を踏まえて言えば（カーラと同じく間違っているかもしれない）、国際社会で「自由で開かれた秩序」を実現するとは、つまりはアクセス開放型の社会を無政府の国際社会で実現しようというプロジェクトだからである。

### おわりに——国際社会で属人（属国）的秩序の克服は可能か

本稿の主目的は、戦間期と現代に共通する「平和的な秩序変更」の理論の政策規範としての妥当性を検討することにあつた。都合4節に及んだ本論の議論を総合して考えれば、以上の目的に対する回答は、それらのオリジナルの歴史解釈や論理構造に立脚する限りは、そのような役割を担えるとは期待できないとなる<sup>19</sup>。

ただし、だからといって、伝統的なリアリスト的国際政治理解（とは、西、2018 の成果を踏まえると実は簡単に言えないのだが）に戻ることを筆者は主張したいのではない。なぜなら、前節の最後で確認したように、現代の国際社会（の少なくとも現状維持勢力）は、アクセス開放型社会の実現を国際社会でも目指していると言えるからである。

---

<sup>19</sup> ただし、実証研究の分野ではこうした限界はかなり意識されており、個別のケースの分析や、さらに現実の政策に適用するための様々な枠組が提示されつつある。そうした状況の代表的なレビューとして、ブラットマン（2023）。可能であれば、同書の意義とそこから導き出される本稿の主題についての課題も議論したかたが、時間切れで別稿を期す。

その起源は(筆者の本来の専門への我田引水と言われるかもしれないが)戦間期の国際関係の展開を強かに規定したウィルソン米大統領の国際秩序構想である。詳しくは拙著(中谷、2016)を参照してもらいたいが<sup>20</sup>、連盟の集団安全保障と自由貿易の擁護、中国における大国の勢力範囲(つまり縄張り)の撤廃、委任統治による脱植民地化の段階的实施によって、漸進的に国際社会をより公平で平等なものに変えていこうとしたウィルソンの構想は、アクセス制限型の国際社会をアクセス開放型の国際社会に変えていく試みと見なせるからである。なぜなら、とくに勢力圏や植民地の分割競争に終止符を打ち、自らの縄張りからレントを得るのではなく、経済的相互依存によりシステム全体から利益を得る世界経済秩序が実現すれば、そしてこうした秩序を脅かすコミットメント違反に対しては個別の軍事力ではなく集団安全保障で対処する暴力の管理が成立するならば、日常的な国際関係は暴力を排除して(つまり相手の持つ暴力を計算に入れずに)調整されるものに変化するはずだからである。

だが、その実現が困難であることは、過去 100 年の歴史が示している。ただし、ここまでも何度か指摘したように、「自由で開放的な秩序」を目指すということは、ウィルソンのプログラムをいまま諦めていないということである(そして、脱植民地化など、一部は確かに実現してきたのである)。実際に、法の支配や自由な経済活動、暴力やそれを背景とした脅迫による現状変更の否定(日常的な調整手段としての暴力の排除)は、その主要な価値基準であろう<sup>21</sup>。

NWW は国際社会を直接の対象としていない。中央政府による暴力の非属人的な管理がアクセス開放型社会の最も重要な条件である以上、その国際社会論への拡張は困難だったのかもしれない。その上で、あくまでも NWW に直接のつとって、筆者が想像する答えを述べれば、暴力の(非属人的な)独占が国際社会でも実現すれば可能かもしれないと、やはりトートロジーになってしまう。ただし、それで達成したい目的は暴力の根絶ではなく、非属人的な管理であるので、中央政府である必要は無いかもしれない。さらに言えば、読者の多くがすでにお気づきのように、一部の産業国家間(そのほとんどはアクセス開放型社会を持つ)の関係では、日常の国家間関係からの暴力の追放が実現している。いわゆるリベラリストたちが、安全保障共同体や複合的な相互依存と名づけ、分析対象としてきた国際現象である。だが、もう一度、自由で開かれた秩序の議論に戻れば、その論者たちは、(時間軸は分からないものの)こうした関係をアクセス制限型の社会を持つ国家との

---

<sup>20</sup> あわせて、中谷(2021b)も参照されたい。

<sup>21</sup> 自由で開かれた秩序の代表的な構想である「自由で開かれたインド太平洋」構想(FOIP)については、本パネルの山口航報告を参照のこと。それとあわせて本稿では、日本外務省のウェブサイト、山本、2012と神谷、2021を主に参照した。その筆者による検証は、中谷、2021a。

関係にも広げていこうとしている。やはり、NWW のいうアクセス開放型社会を国際社会でも実現する条件を我々は考える必要があるだろう。

だが、以上の検討作業は、本稿の主題も筆者個人の能力も超える（正直に言えば、このペーパーの締切が 50 分後に迫っているのに、まだこれから「はじめに」を書き、注記や参考文献を調べなければならぬ）。なので、最後に、そのための課題をいくつか提示して、本稿を締める。

第一に、すでに指摘したように、人類の 85%はいまだ自然国家に住んでいる。これは彼らが米英仏やその後続いた産業社会（第二次大戦後の日本もこの中に入る）の経験に学ばないからではなく、NWW の視点から見れば、国内のエリート間連合が不安定なためである。つまり、本稿の最初に引用して掲げたように、アクセス制限型の社会は——開放型の住人から見ればとても不平等で不自由かつ不安定で暴力的だが——人類の大部分にとっては、現在も重要な暴力の管理方法であり、社会秩序を守る貴重な手段なのである。この点を私たちは、強く意識する必要がある<sup>22</sup>。

第二に、わずか「200 人の村」である国際社会で、組織の非属人化（特に国際組織のそれ）は、国内社会よりもハードルが高いだろうということである。たとえば、アメリカや中国、ロシア、日本や EU などの「個性」に拘束されない総体的な国際組織は想像可能だろうか。同時に、先ほど触れた複合的相互依存や安全保障共同体も、さらに言えばこれらの関係に参加している諸国が目標としては共有しているウィルソンのプログラム自体も、アメリカという国家の理念とパワーなしには考えられなかったものである。少なくとも、無政府の国際社会で開放型の秩序を目指すなどという大それた外交目標を真剣に追求した国家は、ウィルソンのアメリカ以前には存在しなかった（7 つの海を支配したと言われる大英帝国も例外ではない）。つまり、現代国際関係における「自由で開かれた秩序」は、部分的に実現したものであれ構想であれ、極めて属人的なのである。

以上の 2 点を踏まえれば、私たちはむしろ「国際社会でも実現可能なアクセス開放型秩序とは何か」を問うべきなのだろう。その答えを探す作業は、ぜひこのまとまりのないペーパーを最後まで我慢強く読んで下さった皆様との集合行為としたい。よって、筆者が引き受けるべき部分は、その具体的な内容を含めて今後の課題とする。

また、本報告の要旨で予告した本稿の課題のうち、特に現代国際秩序が力関係というよりも公正観との乖離の観点から必要とする「平和的な秩序の変更」があるとすれば、それはどのようなも

---

<sup>22</sup> NWW ほど明確に区別しているわけではないが、ブラットマン（2023）も二つの秩序によって異なる平和構想が必要だと強く示唆している。さらにいえば、特にアクセス制限型社会において、Fearon（1995）や Powell（2006）が定式化した交渉理論の提示するコミットメント問題が、直接的に重要になると同書の議論は示している。

のかは扱えなかった。この点について深くお詫びすると同時に、可能であれば本パネルで討論したい。

### 【参照文献一覧】

カー、E・H、2011『危機の二十年——理想と現実』（原彬久訳）岩波文庫。

神谷万丈、ジェームズ・ショフ、川島真、細谷雄一、2021「日米 4 リーダーによる緊急提言——日米の対中戦略の基本原則」日本国際フォーラム・カーネギー国際平和財団共同研究プロジェクト「『自由で開かれたインド太平洋時代』のチャイナ・リスクとチャイナ・オポチュニティ」（公益財団法人日本国際フォーラム）。[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/6248/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/6248/)（同ウェブサイト内の日本語版 PDF:最終閲覧日は 2023 年 10 月 24 日）

木下武男、2021『労働組合とは何か』岩波新書。

スガナミ、H.、1994『国際社会論——国内類推と世界秩序構想』（白杵英一訳）信山社（原著は 1989）。

砂原庸介、稗田健、多湖淳、2020『政治学の第一歩 [新版]』有斐閣。

多湖淳、2020『戦争とは何か——国際政治学の挑戦』中公新書。

トラクテンバーク、マーク、2022『国際関係史の技法——歴史研究の組み立て方』（村田晃嗣、中谷直司、山口航訳）ミネルヴァ書房（原著は 2006 年）。

中谷直司、2016『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で——第一次世界大戦後の東アジア秩序をめぐる日米英関係』千倉書房。

中谷直司、2021a「中国の台頭と『自由で開かれた秩序』は両立可能か」アジア政経学会秋季大会（11 月 20 日）。

中谷直司、2021b「日英同盟廃棄から学ぶ「強固な日米同盟」実現の鍵」『Wedge』2021 年 12 月号。

西平等、2018『法と力——戦間期国際秩序思想の系譜』名古屋大学出版会。

ノース、ダグラス・C、ジョン・J・ウォリス、バリー・R・ワインガスト、2017『暴力と社会秩序——制度の歴史学のために』（杉之原真子訳）NTT出版（原著は 2009 年）。

ノートン、メアリー・ベス、他、1996a『アメリカの歴史③——南北戦争から 20 世紀へ』（上杉忍、高橋裕子、中條献、戸田徹子、宮井勢都子訳、本田創造監修）三星堂（原著は 1994 年）。

ノートン、メアリー・ベス、他、1996b『アメリカの歴史⑤——大恐慌から超大国へ』（上杉忍、中條献、中村雅子訳、本田創造監修）三星堂（原著は 1994 年）。

- ノートン、メアリー・ベス、他、1996c『アメリカの歴史⑥——冷戦体制から 21 世紀へ』（上杉忍、中條献、中村雅子訳、本田創造監修）三星堂（原著は 1994 年）。
- ピンカー、スティーブン、2015 年『暴力の人類史』（幾島幸子、塩原通緒）上下、青土社（原著は 2011 年）。
- ブラットマン、クリストファー、2023『戦争と交渉の経済学——人はなぜ戦うのか』（神月謙一訳）草思社（Kinoppy 版。原著は 2022 年）。
- 三牧聖子、2014『戦争違法化運動の時代——「危機の 20 年」のアメリカ国際関係思想』名古屋大学出版会。
- 森聡、2016「リベラル国際主義への挑戦——アメリカの二つの国際秩序観の起源と融合」『レヴアイアサン』（58）、23-48 頁。
- 山本雄太郎、2021「自由で開かれたインド太平洋誕生秘話」『NHK 政治マガジン』。  
<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/62725.html>（最終閲覧日は 2023 年 10 月 24 日）
- Adler, Emanuel, and Michael Barnett, eds., 1998. *Security Communities*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Deutsch, Karl W., Sidney A. Bunrell, Robert A. Kann, and Maurice Lee, Jr., 1957. *Political Community and the North Atlantic Area: International Organization in the Light of Historical Experience*. Princeton University Press.
- Fearon, James D. 1995. "Rationalist Explanations for War" *International Organization* 49(3): 379-414.
- Frieden, Jeffrey A., David A. Lake, Kenneth A. Schultz. 2018., *World Politics: Interests, Interactions, Institutions*, 4th ed. W W Norton & Co Inc.
- Keohane, Robert O., and Joseph S. Nye, *Power and Interdependence*, 4th ed. New York: Longman, 2011（First ed は 1977 年；2001 年出版の 3rd ed の邦訳として、ロバート・コヘイン、ジョセフ・ナイ、2012『パワーと相互依存』[滝田賢治監訳]ミネルヴァ書房）
- Knutsen, Torbjørn L., 2022. "Peaceful Change: The Interwar Era and the Disciplinary Context," In *The Oxford Handbook of Peaceful Change in International Relations*. edited by T. V. Paul, Deborah Welch Larson, Harold Trinkunas, Anders Wivel, Ralf Emmers. Oxford University Press.
- Kristensen, Peter Marcus, "Peaceful Change after the World Wars," In *The Oxford Handbook*

*of Peaceful Change in International Relations.* edited by T. V. Paul, Deborah Welch Larson, Harold Trinkunas, Anders Wivel, Ralf Emmers. Oxford University Press.

NWW: ⇒ノース、ウォリス、ワインガスト、2017

Paul, T. V., 2022, "The Study of Peaceful Change in World Politics," In *The Oxford Handbook of Peaceful Change in International Relations.* edited by T. V. Paul, Deborah Welch Larson, Harold Trinkunas, Anders Wivel, Ralf Emmers. Oxford University Press.

Powell, Robert. 2006. "War as a Commitment Problem," *International Organization* 60(1): 169-203.